

第2回生活保護行政のあり方検討会 議事概要

日時	平成 29 年 3 月 4 日 (土) 午後 1 時から 3 時
場所	小田原市役所 大会議室
出席者	【有識者】井手英策氏 (座長)、櫛部武俊氏、森川清氏、和久井みちる氏 【市職員】企画部副部長、行政管理課長、職員課長、市民部副部長、 福祉健康部副部長、生活支援課長 【事務局】企画政策課、福祉政策課、生活支援課 職員
議事概要	1 出席者紹介 2 意見交換 (問題点の洗い出し、問題の特定) 3 その他
傍聴者数	報道機関：8 名 一般：26 名

1 出席者紹介

【櫛部氏】

- 36 年間ほど釧路市に奉職しており、障がい施設で 13 年、23 年生活保護のケースワーカーで関わってきた。水際的なことも、生活保護自立支援も両方関わり、退職後は、受給者や困窮者の仕事づくりのために団体を立ち上げ、今日に至っている。

2 意見交換

＜資料 1 (企画部副部長)、資料 2 (生活支援課長・行政管理課長)、
資料 3 (生活支援課長・職員課長・行政管理課長)、資料 4～5 (生活支援課長)、
資料 6 (市民部副部長)、資料 7 (職員課長) 説明＞

【櫛部氏】

- 保護のしおりについて。「最低生活の保障」もあるが「自立助長」という面はこの中にはないのか。
- 他法他施策として「生活保護よりも民法上の扶養義務の方が優先されます」という表現は、本当にそうなのか。額面どおり受け取ると、生活保護よりも先に親からの扶養が先だと受け取れるが、そういったニュアンスではなかったと思う。
- 「最低生活の 1 ヶ月以上の資産」という表現が、要否判定上よかったかどうか。
- 「原則的に自家用車の運転はできません」という表現はこれでよかったかどうか。生活用品としての自動車は認めていないかと思うが、たとえば就労する場合や障がいのある方の通院は認められているのでは。平成 19 年くらいまでは山間僻地の条件が、それ以降公共交通機関の状況によって認めている場合があるのではないかと。釧路市の場合は、実施要領に基づき軽自動車 150 台程

度保有を認めて働いていただいている。小田原市の状況ではこの表現で正しいかどうか。

- 平成 16 年度に国から技術的助言があった。受給しながらの自立があるということで、「利用しやすく、出やすい生活保護」を自立支援プログラムという形で国が打ち出したと理解している。
- 「経済的自立のプログラム」、「社会生活自立のプログラム」、「日常生活自立のプログラム」と3つがあるが、小田原市の自立支援プログラムを見るかぎり、ケースワーカーがなんとかするというプログラムになっており、本当にできるかと感じる。
- 濫給、漏給の両方を防ぐバランスをとらなければならないのが市役所の難しさで、どちらか一方のみでということではない。
- 自立支援プログラムは手順書のような内容で、本当に当事者が参加して自尊感情を回復していく、受給しながらの自立に向けて進むだろうか。特に、社会と関わるためのプログラムはあるのか。
- 困窮者支援が成立するとき、当時、失業から困窮している方が生活保護に至る前でところで支援する趣旨であると理解されていた。釧路市では私たち民間団体が相談事業を受けているが、生活保護に至る相談は高々 5%。生活困窮者自立支援の制度を生活保護のディフェンシブルという位置づけにするのは正解なのだろうかと感じる。
- 自立相談支援事業の相談内訳として、「相談のみ」が 157 件だが、この人達はその後どうなったのかがすごく気になる。
- 事務所の場所も拝見したが、少し奥まったところに位置している。プライバシーの配慮は市役所として当然必要だが、「私は困窮だ」という気持ちで相談に来る人は少ないので、もう少し敷居の低い相談の仕方、場面の設定は考える必要がある。

【生活支援課長】

- 保護のしおりについて。生活保護制度では自立助長も大きな目的になるので、ご指摘を踏まえ修正するよう考えたい。
- 扶養義務の記載はDVの関係もあり慎重に対応を図っている。(未成年に対する)親子間のような絶対的扶養義務者からの扶養については慎重に調査し、兄弟間のような相対的扶養義務者に対しては「余力がある場合は扶養してください」という取扱。
- 「扶養があくまでも生活保護に優先される」という表現は、適切かというともう少し配慮が必要かもしれない。もう一度検討したい。
- 「最低生活費の 1 か月分以上の資産」が要否判定上どうかは、(実施要領上も)そのような取扱い。最低生活費の 1 か月分を超える資産がある場合、生活保護の適用ではなく、あくまでも資産を活用して生活していただくとしている。
- 自家用車の使用は、ご指摘のとおり就労や障がいのある方の通院の場合などで認めている。保護のしおり上も、原則的に自家用車の運転はできませんということで、あくまでも原則として表現し、個々の事例によって取扱いを判断している。
- 自立支援プログラムは、「経済的自立」「社会的自立」「日常生活の自立」として取り組んでいる。

ケースワーカー中心にはなっているが、様々な関係機関と連携をとって対応している。

- 社会と関わるプログラムがあるかという点は、社会との関わりに関係していると思うが、具体的にどれがというのは申し上げられない。
- 生活困窮者自立支援事業で「相談のみ」157 件の方々のその後は、「どういう制度か聴きたい」方々には制度を説明し、生活状況に変化があった場合に改めて具体的な相談に来ていただく場合もある。それらを含めての「相談のみ」となっている。

【榎部氏】

- 自立支援プログラムがケースワーカーの手順書に見える。自立支援プログラムとは、当事者が回復していく取組だと思うが、その部分があまり見えてこない。
- ケースワーカーが大変な中で、ケースワーカーだけが担うのは限界ではないか。地域の社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人など、地域の方と手を携えて通う場所や育つ場所をつくっていかないと、プログラムは確かにあるが、結局は実効性のないことになるかもしれない。
- 自動車についても原則はそのとおりで、口頭でも例外について説明しないと、このしおりを見て「自動車はダメなんだ」と理解されてしまう。そこは正確に押さえて記載してほしい。

【井手氏】

- 「民法上の扶養義務が優先される」という記載。おそらく、優先関係にあることは事実だが、本当に言いたいことは、「親族が扶養していないことが保護の要件だ」でなく、扶養が行われることは期待するし収入認定するといったニュアンスであり、扶養義務が必ず優先されるというニュアンスではないと思う。
- 文言としては正しいのだが、ニュアンスがだいぶ違う気がする。この違いを職員の皆さんがどれくらい理解しているかが重要ではないか。

【森川氏】

- 傷害事件に係る対応状況（3）は、私の指摘についてご了解いただけたと理解している。
- （1）は、誰の側に立って仕事しているのかということ。大家と本人がトラブルになっている事案で、大家の側に立っているに近い状況で新たな居住地の確保に向かっているのが、そもそもケースワーカーとしてどうなのか。誰の側に立つのが入口としてどうなのかという点。
- 法定更新は可能というより、法定更新になる。当時どの程度法テラスの利用について思いが至ったのか。弁護士に簡易援助という書面を書いてもらう対応で、法定更新が成立しているという内容証明を書くこともある。当時のケースワーカーの法的知識や力量としては難しかったのかもしれないが、制度的にはできない話ではない。
- （1）については2つの問題点。1つは大家側に最初から立ったかのような態度になってしまったこと。本人の側に立てとは言わないが、一方で住まいがなくなって困る本人もいる。大家には大家の言い分があるように、本人には本人の言い分もある。裁判になったとしても、係争中に家賃を払い続ける間は住宅扶助を出してもよいので、本人の求めに応じて対応しなければならない。

- 本人が「反省しています。出て行きます。」ということであればいいが、そうなると次に（２）の転居先として無料低額宿泊所なのか問題。緊急的な措置として無料低額宿泊所ということだが、次のアパートを探すことを真摯に考えたのかどうか見受けられない。
- 事件とは直接関係ないが、ホームレス自立支援プログラムの中で、ホームレスの居宅設定の流れの記載がある。支援の流れとして「無料低額宿泊所の紹介」しかない。なおかつ、居宅設定については「原則６ヶ月間以上の入居」という基準があるが、なぜ６ヶ月なのかわからない。シェルターの扱いであれば１～２ヶ月でもよいのでは。
- 無料低額宿泊所での入居を拒否して単独での居宅生活を希望した場合には、保護を申請させない扱いになっている。「居住先を確保する見通しがついてから保護申請」となっているが、ホームレス状態でも保護申請できるのは当たり前の話。
- 「家を失った人は無料低額宿泊所ありき」という面を、プログラムを見ていて強く感じる。あくまでも保護申請をして生活保護を受けられるという見通しがあるから、大家も家を貸してくれる。だから敷金・礼金の申請書を提出できる。
- 最近でも埼玉の「ユニティー出発」という無料低額宿泊所が劣悪な環境だったと問題になっている。施設自体が居宅保護の原則に立っていないのが大きな問題だと思う。
- （４）についてどういう研修内容がいいのか、研修はなにをやるのかという点。アンケート結果にも「専門性が不足しているため研修が必要だ」とある。本人たちも主観的にここが問題だと認識していると思うので、そこをどうしたらいいのかを議論をすべき。
- 生活保護のしおりについて。生活保護制度について、「病気などのやむを得ない理由で収入を得ることができなくなった方」という書き方だが、失業した人が入るか入らないかがはっきりしない。「など」に入ると言えば入るのかもしれないが、「働けない人しか受けられない」という印象を与えてしまう。従来から、働ける人は受けられないという考え方が、水際作戦の典型的なパターンであり、「生活にお困りの方」と表現を直した方が良いのではないか。
- 他法他施策の活用について、民法上の扶養義務を先に書いて、「これらの制度を利用して」にかかっているのか、わかりにくい。「民法上の扶養義務を利用して生活にお困りの方」という誤解を招かないような表現にした方がいい。
- １か月以上の資産も「現金や預金」という書き方ならわかるが、「資産」という書き方になると何が対象なのかわかりにくい。現金のようにすぐに生活に利用できる資産があるから、今は保護は利用できないということになる。そのところをきっちり指摘してほしい。
- 自動車の保有についても例外があるのだと書かないと、「自動車を持っているだけで生活保護を受けられないのだ」と誤解されてしまう。そこはきちんと書いてあげないといけない。
- 生活保護を受ける人の義務について。義務と書き、一番下に指導に従う義務とある。「福祉事務所では上記の義務を果たしていないと認められるとき」と書き、上記の全てを指しているように見える。質素儉約は努力であり、従わなかったから生活保護を打ち切ることにほならない。

- 就労も、「努めてください」とあるが、働く義務というより、求職活動をするなど就労に向けて努めてくださいという意味であり、もう少しそこを工夫した方がいい。
- 医師の指示に従うことも、健康保持という記載は条文上あるが、医師の指示に従うのは書かれていない。医師の指示に従わないから保護を打ち切るわけではないので、義務として書くのは適切でない。
- 自動車についても通勤で使う場合のことは、ここにようやく書かれている。通勤以外にも通院や通所で使う場合もあるので、自分も該当するという可能性を感じるようにしないと、保護をあきらめてしまう人もいる。障がい者の自動車保有を認めずに裁判で負けている事例もたくさんある。
- 収入申告について、保護開始時に保護のしおりをお渡ししていると思うが、大変ボリュームが多い。全部きちんと説明しようと思うとすごく大変。理解するのが大変な時は、後で読んでおいてくれれば良いしおりにするか、本人が読むのが難しければ丁寧に説明しなければいけない。
- 控除については、「ほかにも新規就労控除などある。収入として認定しないものもある。だから収入認定してください。収入認定すればあなたに利益があります。」と、はっきり書いた方がいい。書き方の順番についての話もあるが、詳しく書いているが少々足りない。あっさり書いてこれに該当するのかなと思えるものの方がいい。
- 課税調査については、年金額や就労先の会社等から申告される各市市民税担当の情報と照合しますとある。ここは重要な部分。課税情報は照合するから未申告収入についてはわかっていますからということ。あとで判明すると不正かどうかの調査をしないといけない。せっかく書いてあるので、どこまできちんと説明されているのか。
- 不正受給について、平成 21 年度から突然件数が増えた事情について。課税調査の突合をかなり熱心にやるようになったのか。なぜ急に増えたのか。さらに、平成 24 年度からまた倍くらいに増えている。この不正受給件数の増え方の事情を教えて欲しい。
- 課税調査による発見が多数を占めており、課税調査により発見できると告知を受けていて、なおかつ収入申告をすると利益があるということが理解できていれば、課税調査による発見はかなり減らせると思う。そうすれば、職員負担も軽減されるし、ケースワークに力を向けられる。
- 弁明内容について。ご本人の弁明として、「理解していたけれども申告していなかった。」が多くを占めている。これだけでは不正があるかわからないが、客観的には不正だと認定して処分したという話だった。主観なのでどの程度調べたのか。
- 「不実な申請、その他不正な手段」ということで、主観面で故意がないといけない。主観が問題になる。単に収入申告をしなかった事実と、課税台帳に収入が載っていた事実だけでは不正受給の認定はできない。この主観の要件をどのように埋めているのか。
- 横浜地裁の判決で、高校生のアルバイト収入を不正受給とした処分について、主観の要件が満たされていないので処分取消された事例がある。本人は、アルバイト収入を使えると認識していたので。そういう意味で、主観面もどう考えているか。

【福祉健康部副部長】

- 保護のしおりについて、良かれと思ってやった見直しであるが、客観的に見てさらに見直したほうがよいと思う。
- ご質問としては、課税調査についてのご指摘、不正受給件数が平成 21 年度と 24 年度の 2 段階で増えたこと、不正受給の主観面の認定について。

【生活支援課長】

- 保護のしおりの課税調査の説明は、保護開始時に丁寧にさせていただいている。それが、月日が経って忘れてしまうこともあるので、そのようなことがないように努めていきたい。
- 不正受給件数の増加については、課税調査をきちんとするようになったと聞いている。
- 主観面の認定は、色々な事例がある。今の資料に記載しているのは本人の申し立てであり、どのように認定したのかは集計ができていないので、改めて調査する。

【和久井氏】

- 保護のしおりについて。今回の事件があり修正されたとお聞きしたが、私を知る限り、小田原の保護のしおりが一番厳しくかつ分かりにくい。
- 役所の専門用語は市民にはわからない。「他法他施策の活用」は福祉事務所以外の職員でも分からないと思う。「保護の要否」もきっと理解できていないと思う。「要否」は役所側で判定するときに必要な言葉で、保護申請する人たちに必要な用語ではない。全体を通じて、行政用語に満ち満ちていて分かりにくい。
- 保護受給者のうち高齢者が半分以上で、障がいを持った方、教育の機会が満たされなかった人もたくさんたどり着いてくるので、大きな文字でルビを振って作っている自治体もたくさんある。できるだけ平易な言葉を使うことが大切。市民に向けて語りかけている広報の一つだとするならば、非常にわかりにくい。
- これを丁寧に説明すると、窓口で 2～3 時間とか質疑を繰り返さなければ当事者はおそらく理解できないし、「渡してあるからわかっているでしょう」と言われても、書いてあることを咀嚼し理解し生活に落とし込めるかは相当難しいと思う。
- ケースワーカー 1 年目の方がこれ使って説明するのも大変だと思うし、ここに書かれているトーンで説明し、新人の方がインプットしていくと、市民の方には厳しい行政スタイルになっているのではないかと思わざるを得ない。
- 保護を受けている人の権利というページにすら、保護内容が変更されるよ、こうしないと保護を打ち切ってしまうよというトーンが非常に強く、非常に苦しんで困って辿り着いた申請者の方に、「もう大丈夫ですよ、市役所のケースワーカーがあなたを応援しますよ」というメッセージはどこからも伝わってこない。やっと助かるのかと思ってこれを渡されると思うと、正直涙が出そうな感じがして、困ったときにこれをみたら「もういいや」という気持ちになってしまうのではないかと思う。

- これがすべてではないということを書きとることが大切。扶養照会がすごく強調されており、DV被害を受けてきた被害者には、扶養照会が非常に怖くて厳しい背景があるが、このしおりを見ると「小田原で申請した人は絶対に扶養照会をやるんだ」と感じる。事情のある方はきちんと配慮されていることを、必ずどこかに記載していただきたい。
- 義務のページに扶養照会とあれば「それは義務なんだ」と思ってしまう。「仕送り等援助が受けられるよう親族との良好な関係を築いてください」とあれば、「えーっ、どうすればいいのか」と思ってしまう。当事者からするとそれができずに、親族にも頼れなくてボロボロになってたどり着くのが生活保護なので、「これをしないと生活保護は受けられません」というトーンの方が強かったら絶望するしかない。小田原の美しい海に飛び込んでしまったらしんどいと思う。
- 厳しいようですが、市民にやさしい行政になってほしいということからすると、市民に施策内容を説明するしおりは、精査して丁寧に作りこんでほしい。できるだけ早い段階で、言葉の表現や、何を優先して市民に発信するのかから検討し直してもらえたら。
- このしおりをもとにして、CW 1年目の方がこのトーンでいつも仕事しているとすると、当事者からすると相当厳しい感じがする。
- 新任ケースワーカーの基礎研修を所内で主催し、講師としてベテランケースワーカーが保護決定や他法他施策活用等の実務を講義されているが、どのように新任ケースワーカーの研修をしたり、人として育てていっているのかが気になる。
- これからどうするかに関係するので、初任者研修の資料があれば次回公開してほしい。このしおり以外に、ここがポイントということで活用しているものがあれば公表してほしい。
- 不正受給の所は、理解できなかったとか知らなかったのは不正なのかという思いがあり、そこは検証してほしい。

【井手氏】

- 唯一の経済学者なので、前回感じたこと感じたこと、気になったことを質問。データ分析をきちんとしておきたいという意図。
- 母子世帯の全体に占める割合が非常に低い理由はなにか。全国平均と比較してみたが相当低い。たとえば高齢者や障がい者は生活保護をもらわざるを得ないので認定しつつ、一方で就労可能性のある世帯に対しては厳しく接していた可能性はないか。
- 保護決定までに要した日数は、14日以内に対して30日以内の方が多く、法定期間内で処理できていない。日々の暮らしに困っている人からすれば、1日でも時間がかかるのは深刻。いろいろと聴いたが、他の自治体と比べて多い可能性が高いと感じる。お答えいただけるならお答えいただいて、そうでなければ改善いただきたい。
- 平成28年度実施方針の中にある窓口払いの多さは、監査でも指摘を受け、10%代を目指すこと決意表明されているので、基本的にその方向でよいと思う。ただ、なぜこんなに高かったのかが気になる。年度途中だが、目標に向かって着実に進んでいるかどうか。

- 平成 25～27 年度にかけて、扶養義務者の調査をかなり厳格にしている印象がある。生活保護法が改正されたのに関係すると思うが、その他のデータを見ても色々なデータが突然変わり、波が過ぎると突然減る。国の施策に連動していると想定される。いずれにせよ扶養調査が厳しいと感じる。「まずは扶養義務者に頼め」というニュアンスが気になる。
- 職員の実施体制の問題として大きなポイントが2つ。1年未満で異動する職員が非常に多い。正直に言ってそれだけしんどいのだと思う。そういう環境をきちんと改善しなければならないと強く感じた。一方で、5年以上在職する職員も多い。なおかつ、若手の数が非常に多い。新人として入って5年間やらされるとすれば、その人たちにとってどういう意味を持つのが気になる。
- 資格を持っている人はほとんどいない。専門性のない人がいきなり過酷な現場に放り込まれ、1年で異動していくのは、直感的に非常に不健全な感じがする。たとえば福祉職としての採用や専門性を重視するなどもう少し検討が必要ではないかと感じた。
- 衝撃的なのは、女性職員の比率が異常に少ないこと。「おっかない職場で女性にはできません」ということかもしれないが、それは不正受給に対する厳しすぎる態度と表裏一体であると感じる。受給者をかなり厳しい目で見ている、「基本的に怖い人や悪い人がいるから、強面の職員をたくさん揃えなきゃいけない」ということの裏返しかもしれない。
- 全国でそうだというならまだ理解できるが、僕の知る限り突出して女性が少ないのではないかと思う。受給者の方への眼差しと連動している問題として、女性だってちゃんとできる仕事だと打ち出していくことは重要だと思う。

【生活支援課】

- 母子世帯の割合が特に低いと意識したことがなく、本市は高齢者比率が他市に比べて高いという特徴があることから、母子世帯以上に高齢者世帯の割合が伸びている可能性はある。

【井手氏】

- 高齢化率は全国平均くらいで、少し高い程度だとすれば、母子世帯の割合は少ないのかと思う。

【生活支援課長】

- 決定までに要した日数が14日以内より30日以内の方が多いのは、各種調査を念入りに行っていることがある。その間、お金の心配は社会福祉協議会の「つなぎ資金」制度を利用しながら調査に時間を掛けさせていただいているが、実際は困窮した方を相手にさせていただいているので改善していきたい。
- 窓口払いが多い要因は、小田原市は無料低額宿泊所が10施設あり、県内で政令市を除くと一番多い状況で、施設側からの要望もあり、これまで窓口払いが多かった。現在は県の指導等も踏まえ、基本的には口座振替へ切り替えを進めている。
- 様々な各種調査を念入りに行っており、扶養義務調査も力を入れている。ただ、ケースワーカーの負担増につながっている面も確かにあり、バランスを考え、見直しを行っていく。

【福祉健康部副部長】

- 新人職員が半数超えているので、改めなければならない。
- ケースワーカーの活用・育成では、専門性が必要ということで、平成 24 年度から福祉職を創設し随時採用しており、ぜひ伸ばしていきたい。専門的な知識や社会人経験のある職員も入り、即戦力にもなっているので活用していきたい。
- 生活保護やってみみたい職員が 19 人しかいなかった。行きたくないは 600 人を超えている。どちらでもよいが 300 人ほどいたが、中では、辞令一枚でどこでも行くという職員もいた。
- 業務には、社会福祉主事の資格が必要で、必要な学生時代の取得科目が、社会福祉概論、社会福祉保障論、教育、経済、社会学、民法、行政理論、法律関係と決められていて難しい。一般職でこの資格を持つ職員が少なく、希望があっても充てることができないことに苦慮している。
- 女性の比率が少ないという問題は、少しずつ増やしているので、今後も増やしていきたい。

【榎部氏】

- なぜ生活保護法だけ 14 日で結論を出せとなっているか。あまり他の法律にはないはず。
- おそらく金融機関の預貯金調査等に時間がかかっていると思う。金融機関側は期限に関心はなく、都合で回答するので 1 ヶ月かかる場合もある。紳士協定で行われており、切手代や手数料を求めるとい議論もあるくらいで、金融機関側としては協力しますという取組だと思う。
- なぜ 14 日かというと、生存の問題に関わっているから。却下の場合も想定し、14 日でこの人の身の振り方を決めないといけない。調査に時間を要するのはよくわかるが、それで 30 日になるのは本末転倒。よほどのことがないかぎり、14 日で一定の判断をする必要がある。
- 保護開始後に、色々な調査結果が出てくることはあるが、開廃すればいい。そこは、14 日の基準を守る意味として自立の助長と最低限度の生活の保障を押さえないと、いかななものかと思う。調査の回答が遅いところもあるが、そこは、自分たちの判断の問題だと思う。
- しおりの表現の問題も含め、なぜ生活困窮者自立支援制度ができたのかという趣旨から検討してほしい。
- ひとつは、申請主義の限界があること。私たち市役所の職員は窓口で構えていて、誰かが困ったら自ら来るという前提で制度設計がされている。介護にしても成年後見制度にしてもそう。ところが、もっとも困難な人は、そこにアクセスしない。なぜ自死があるか、色んな相談機関や病院があっても、最後はそれらをすり抜けて自死に至っている。生活保護もその一つ。
- この保護のしおりに代表されるのは、あくまで私たち行政内部の管理的な手引きであって、市民が制度にアクセスするのに必要なものではない。難しくてわからないのはそのとおり。
- 多分にして「これだけ説明したのだから」と言うために保護のしおりを使っていると言われても仕方ない。市民がいかに制度にアクセスできるかという観点で考えてほしいし、生活困窮者支援はまさにそういうこと。
- ケースワーカーの立場から言うと、アンケートでも色々な人が「自立していったら嬉しい」という意見もあったので、そのバランスが取れるような生活保護行政でないと、ワーカーの立ち位置

としては苦しいのかなと思う。

- 自立支援プログラムの中で、市役所の外の人とつながっていないとあった。全国的に経済的自立、日常生活自立の支援プログラムは何千とある。なぜかは、この2つは自前でできるから。ハローワークや保健師さんを使い、わりと外部と接しなくてもプログラムが作れる。
- 社会生活自立のプログラムは数百程度。なかでも、子どもの学習支援などのプログラムが相当数入っており、大人のための社会生活自立のプログラムは本当はない。
- 生活困窮者自立支援事業では就労準備支援事業があるが、そういう方々の自尊心を回復していくステップの居場所、ボランティアやちょっとした働く体験などの用意がほとんどない。それは、保護行政が市民の中で開示しながら一緒に育てていくことになっていないということ。
- そこをやっていかないと、ケースワーカーがああ自立支援プログラムをやっていくのは、ほとんど難しいと思う。一方では、様々な業務があるし、担当件数も多い。形は監査用に色々作っているとしても、現実的にできるのか。
- 外部の人からもっとケースワーカーが励まされるような仕組みをつくっていくべき。

【森川氏】

- 不正受給に関する自分の経験談。借金があることをケースワーカーに言えず、働き続けて借金を返し続け、あとで未申告収入が判明し不正受給だと認定された。たしかに収入申告義務があり隠れて働いていたということで、不正受給と思うが、本人の手元には一銭も残っていない。
- もし、「借金している」と言える福祉事務所だったら、その人はそういう事態にならなかったはず。相手が話そうと思えるような、保護のしおりのハードルの高さの話もあったが、もう少し垣根が低い方がいいかと思う。
- 相手のニーズを把握していくことに力を注ぎ、ちゃんと申告がされるようになれば不正受給もなくなり、業務も軽減されるし、本来のケースワークに力を注いでいけると思う。
- 自立支援プログラムは、自前でやっていくものが多いという印象を受けている。自立支援プログラムには、国の補助金で10分の10の割合でもらえたりするのもあるので、金銭管理の支援や、外部に委託など色々なことができると思う。
- そういった部分にもうちょっと力をそそぎ、本来の業務ができるようにしていった方がいいのではないか。色々な外部の人の手を借りて、ケースワーカーは標準数までしか配置できないにしても、自立支援プログラムで広がりを持ってやっていけるといい。

【榎部氏】

- 傷害事件の経緯はあると思うが、傷害を受けるのは怖い。私も23年間のケースワーカーの経験の中で、6時間軟禁されたり、出刃包丁を突きつけられたりした。たとえ1件や2件かもしれないが、訓練を受けているわけではないので、怖いといえば怖い。
- 今回、労働組合がないことも初めて聞いたが、こういう経験の中で、「保護一家として、まとまって対処するぞ」という気持ちも分からなくもない。

- 一般的に行政は、行政対象暴力に弱い。保護の窓口でガンガン言ってきた人が、国民健康保険の窓口に行くとお茶出されたりとかするのを見ると、許せるかという気持ちにもなる。そういった保護独特の不全感に対し、自分たちで団結して行こうという気持ちは分かる。
- ただ、その気持ちが不正受給の方向だけにもしいったとすると、チーム保護はもう少しバランスよくいってほしかったし、市民に開かれた保護行政であってほしかったという気持ちは多々ある。
- 暴力沙汰はたしかに怖いけど、サスマタを用意したからいいということではなくて意志。暴力は許さないという意志。職員がバラバラにならずにグッと固まっていられるかどうかはわからない。
- 役所が行政対象暴力に対して弱くて、個別の担当者の所でもめたとしても、他の職員が遠巻きに見て助けられないということが多々ある。そういう意味では、意志が重要なのであって、武器を持つとかそういうことではないと思う。
- 私は、行政対象暴力に対しては、敢然と立ち向かっています。だけど、しっかり支援はしていますので、保護の仕事には両面があるので、両面をぜひバランスよくいきたいと思う。

【和久井氏】

- 不正受給のところも、本人がどう申し出てそれをどう解釈するかもあるが、第1回で「市民の声が聞けたら」と話したが、その中で「生活保護のことをどのくらい理解できていましたか」といった、両面で検討していけたらと思う。

【井手氏】

- 座長という立場でなく、一人の研究者として。今回私たちが要望しているデータやアンケートに、きわめて真摯に答えていただいております。心から御礼申し上げます。私の知る限り、ここまで情報を完全に見せていただける例はない。きちんと敬意を表しておきたい。
- 今回の議論は、受給者の権利という観点が強く出た。それはもちろんいいことで、ケースワーカーがどのような対処をしていくのか、組織として受給者に対してどのように接していくのかはとても大切な論点。次回以降具体的な改善策を考えていきたい。
- 前回の最後の整理で、「ケースワーカーと受給者の関係」「小田原市役所と受給者」の論点と同時に、「ケースワーカーの置かれている状況をどのように改善していくか」という論点もあった。本日発言があったが、この点も私たちはもう少し考えなければならない。これらは車の両輪だという意識をきちんと持っておきたい。
- 前者の対応改善は、専門性の欠如が繰り返し出ており、研修制度を改善していくという中期的、質的な改善を考えていくのが一つ。次に振込みの話があり、無料低額宿泊所への依存と関係している。逆に言うと、比較的速やかに口座振込に対応できるものもあるのだろう。
- 今回まったく論点になっていないが、財政学者として強く感じるのは、国の財政状況に強く対応しているのではないかと。はっきり言えば金がない。国が財政を緊縮する中で国が厳しくやれといえば、厳しくやらざるを得ないマクロの状況があると非常に強く感じている。
- 行政は追い詰められながらやっている。それでも住民からは無駄遣いをやっているように見える。

ここはちゃんと議論したい。国の財政なり自治体の財政がしっかりしない限り、本当の意味での質的な改善は望めない。このことから、市民の皆さんも、僕自身も逃げたてはいけない気がする。

- もう一つの論点は、ケースワーカーの処遇改善。組織的な問題も含めてどう改善するかという点。
- 櫛部さんからご指摘のあった、組合がない。それ自体はとやかく言わないが、その状況の中で、ケースワーカーはどうすれば異議申し立てができるのか、あるいは自分の苦しみを訴えることができるのか。それをちゃんと考えてあげないとあんまりだと思う。
- 国からの補助があって、ケースワーカーの仕事が一部は委託することができるという、森川さんのご指摘。ならば、何でやらないんだと言いたい。組織の中で、保護係だけじゃなく部局レベルの話として、もっともっと使えるものは国の支援でも何でも使い、ケースワーカーが本来取り組むべき仕事に専念できる状況をつくってあげることが、仲間としての優しさではないのか。
- 一方では「受給者を疑え」「不正受給を取り締められ」と言われ、他方では「もっと寄り添え」「きちんと面倒を見てあげなさい」と言われる分裂の狭間で、ケースワーカーは本当に苦しんでいると思う。二つを分離しろとは言わないが、できるかぎりケースワーカーが本来やるべき仕事は何なのかを考え、そのために組織として何ができるのかを考えてあげてほしい。
- 結局は、なぜあの事件に対して現場にいた人達の苦しみを全庁的に分かち合える取組がしてあげられなかったのかに返っていく。
- 行政対象暴力に対して周りが遠巻きに見ている話もあったが、今これだけケースワーカーが大変な状況にあるのであれば、その人達の負担が少しでも軽くできるよう、一見関係のない部局も含め、どういう連携作業が可能なのか考えてほしい。
- そうしないと、若い人、異議申し立てができない人、専門性のない人が放り込まれて、精神的に非常にストレスを受けて一生消えないような傷を抱えながら、他部局で働いていくことになる。
- 配属希望についてのアンケートの回答に「どちらでもよい」が300人いた話があったが、それでも600人以上は行きたくないと言う。みんなが異動したいと思える職場、女性もちゃんとそこで働けるし、働きたいと思える職場に、組織的に変えていかないといけない。
- 次回は、今回の質問にご回答いただくのが一つ。同時に、具体的な改善案を考えていくというのが次回の課題。職員の皆さんからも、われわれの思いを踏まえ、こういう改善策が考えられると思えば発言してほしい。本来ならば専門家の話を聴く場かと思うが、幸いにして3時間あるので、有識者の皆さんだけでなく、職員の皆さんと対話できる場になれば。

3 その他

【企画部副部長】

- 本日の皆さまからご意見いただいた視点は持ち帰り、検討し対応する。
- 3月14日（火）第3回会合は13～16時。特定した問題点の議論及び改善点の議論を予定。

以上